

木造3階建て住宅と大規模木造建築物

木造建築物は本質的に火災に弱い。日本では昔から、豊富な木材を利用して建築物や町をつくってきたが、ときどき火災にあつては寺院・仏閣などの貴重な建築物や時には町全体を焼失する歴史を繰り返してきた。この結果、建築基準法では長いあいだ、大規模な木造建築物の建築を禁止したり、3階建て以上の木造建築物を事実上建てさせない方針がとられてきた。

このため、木材を日本に輸出したいアメリカとのあいだで、木造建築物に関する規制についてさまざまな協議がなされ、安全性や日本の都市構造などに配慮しながら、数次にわたって規制緩和がなされてきた。「準耐火構造」や「準耐火建築物」などの概念も、そのような検討のなかから形成されてきた側面を持つている。

一方で、規制緩和が段階的に行われたこと、従来の防火理論や建築の実態との

整合性が配慮されたことなどから、関連規定がきわめて複雑になってしまったという問題もある。

平成10（1998）年と平成12（2000）年の改正は、そのような歴史の集大成としての意味も持っている。ここでは、このあたりの内容と経緯について見てみよう。

木造建築物に対する規模・高さ・階数の制限

「木造建築物は火に弱いので、大規模なものや3階建て以上のものは原則として禁止すべきである」というのが、簡単に言えば、日本の建築基準法における従来の考え方だった。

この場合、「火に弱い」というのは、以下の三つの観点から考えられている。
①建築物単体としての「財産保護」の観点

②建築物単体としての「人命保護」の観

③市街地火災における「延焼媒体」としての観点

一方で建築基準法には、「戸建て住宅」については、火災になつた場合に第三者の人命や財産に被害を及ぼす可能性が高い「特殊建築物」に比べ、建築物単体としての規制は緩やかにすべきであるとの基本的な考え方もある。

建築基準法では、以上のような考え方に基づき、①については法第21条により一定以上の高さまたは規模を有する建築物の構造制限が、②については法第27条により特殊建築物の用途と階数と床面積に応じた構造制限が、③については法第62条により準防火地域内の建築物の階数と延べ面積に応じた構造制限が、それぞれ行われてきた。

これらの構造制限の考え方とは、実際には相互に補完し合うものであり、まったく独立したものではない。このため、構造制限を「木造禁止」という単純な規定

ぶりから、一定の防火性能を持つたものなら「木造」でも必ずしも禁止しない規定ぶりに変えようとする、技術基準が相互に入り組んで、きわめてわかりにくくなってしまった。

木造3階戸建て住宅の規制緩和

木造3階建ての戸建て住宅は、以前は防火地域や準防火地域内には建築することができなかつたが、昭和62（1987）年に建築基準法第62条第1項が改正され、準防火地域内には建築できることとされた。

法第62条では、原則として「準防火地域内においては、地階を除く階数が4以上である建築物又は延べ面積が1500m²を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500m²を超える1500m²以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が3である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない」とされて

いる。

この規定をちょっと読んだだけでは正確に理解することは難しいので表のかたちにまとめると、下表のようになる。

ここでは、準防火地域内に建設される「地階を除く階数が3で延べ面積が500m²未満の建築物」は、耐火建築物または準耐火建築物とするほか、「防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物」とすることでもよいとされているが、この規定が、日米協議の結果、準防火地域内に「木造3階戸建て住宅」の建設を認めることとされたために付加された規定である。ここで言う「政令」は第136条の2であり、法第62条の改正に伴って、同じ年に新たに定められたものである。

準防火地域に建築できる木造3階戸建て住宅の基準

政令第136条の2で示されている基準は、平成12（2000）年の改正で「性能規定化」に伴う概念整理が行われたが、基本的な考え方にはなく、おおむね次のようなものである。

①隣地境界線等に面する外壁の開口部

表 準防火地域内に建設可能な建築物

延べ面積	地階を除く階数		
	2以下	3	4以上
500m ² 未満	(防火構造)	耐火 or 準耐火 or 令136条の2に適合する建築物	耐火
	耐火 or 準耐火	耐火 or 準耐火	耐火
	耐火	耐火	耐火

で、その境界線等から1m以下の距離にあるものについては、20分の遮炎性能を有する防火設備で次のいずれかのものを設置すること

- ・常時閉鎖式の防火戸
- ・煙または熱を感じて閉鎖する構造の防火戸
- ・前記防火戸と同等の性能を持つその他はめ殺しの防火戸
- ・防火設備

以上については、従来は「甲種防火戸または乙種防火戸」などと表現されていましたが、平成12年の改正で甲種防火戸や乙種防火戸などの概念がなくなり、ドレンチャーブル設備などと一緒に「防火設備」として一々くくりにされるとともに、20分間の遮炎性能というかたちで「性能規定化」された。

条文上の表現は面倒なものになつたが、こうして整理すれば考え方はずつきりしたということがよくわかる。

②隣地境界線等または道路中心線に面する外壁の開口部で、それらの線から5m以下の距離にあるものについては、その面積をそれらの線からの距離に応じたも

の（昭和62年建設省告示第1903号に定める基準）とすること

③外壁が、準耐火構造であるか、防火構造でその屋内側に厚さ12mm以上の石膏ボードによる防火被覆をするなど、屋内側からの通常の火災時における炎および火熱を有効に遮る構造であること（昭和62年建設省告示第1905号（平成12年改正）第1に定める基準に適合すること）

④軒裏が防火構造であること

⑤主要構造部である柱およびはり等が、準耐火構造であるか、木製で小径12cm以上とし、または厚さ12mm以上の石膏ボードで防火被覆するなど、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれがない構造であること（同告示第2に定める基準に適合すること）

⑥床（最下階の床を除く）またはその直下の天井の構造が、下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に遮る以下のような構造であること（同告示第3、第4に定める基準に適合すること）

イ 床が準不燃材料でつくられ、3階の床またはその直下の天井が準耐火性能

（30分の非損傷性能、遮熱性能）を有すること（政令第109条の3第2号ハに適合すること）

ロ 床の裏側またはその直下の天井に厚さ12mm以上の石膏ボード等による防火被覆等をすること

⑦屋根またはその直下の天井が、屋内側からの通常の火災時における炎および火熱を有効に遮る以下のような構造であること（同告示第5、第6に定める基準に適合すること）

イ 屋根が、火の粉による発炎および損傷防止性能を有する（政令第109条の5に適合する）とともに、延焼のおそれのある部分の構造が、屋内において発生する通常の火災時の火熱に対して20分の非損傷性能を有すること（政令第109条の3第1号に適合すること）

ロ 屋根の屋内側に厚さ12mm以上の石膏ボードの上に厚さ9mm以上の石膏ボードを張るなどの防火被覆等をすること

ハ 屋根の直下の天井に厚さ12mm以上の石膏ボードの上に厚さ9mm以上の石膏ボードを張るなどの防火被覆等をすること

⑧3階の室の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁または戸（ふすま、障子等は除く）で区画されていること

集団規定のなかに単体規定が入り込んでいる

以上の基準は、準防火地域内に建設することが認められる「木造3階戸建て住宅」の基準であるから、市街地火災防止の観点からの基準であるはずであり、現に①～④は延焼防止のための規定であることは明白だが、⑤～⑧になると、「建築物全体が炎上してしまった時間を遅らせることにより他への延焼防止を図る」という考え方の裏に、建築物単体としての火災安全性の確保を図ろうとしている意図が垣間見える。

このように、やや変則的な手法によりこの種の建築物の防火対策を規定しているのではないかと考えられるのだが、これは次のような理由によるのではないかと推測される。

すなわち、従来から「木造3階戸建て住宅」は、防火地域および準防火地域以外の区域では建築することが禁止されていなかつたのだが、本来住み心地がよく

ないこの種の住宅をあえて建設しようなどというニーズは、地価が高く敷地が狭いところにしか生ぜず、そのような地域は防火地域や準防火地域に指定されていることが多いため、結局「木造3階戸建て住宅」はあまり建設されてこなかつた。防火地域および準防火地域に木造3

そのためか、建築基準法のなかにも木造3階戸建て住宅についての防火安全対策は定められていないかった。

準防火地域内に新たに木造3階戸建て住宅の建設を認めることになると、その



集団規定のなかに単体規定が入り込んでいる

種の住宅の建設戸数が急増することが予想されるため、本来は建築基準法令のなかに、木造3階戸建て住宅の単体としての防火安全対策を整備しなければならないのだが、理屈上は木造3階戸建て住宅の建築物単体としての防火安全性に問題があることにはなつていなかつたため、今さら改めて規制を行うわけにもいかず、やむを得ず集団規定のなかにこの種の住宅の建築物単体としての安全対策をもぐり込ませることになつたのではないか、と推測されるのである。

平成10（1998）年と12（2000）年の改正の際にも、この部分の整理は行われていないが、今さら難しいといふことだろうか。

大規模木造建築物の禁止と規制緩和

建築基準法第21条第1項では、従来、

原則として、高さが13mまたは軒の高さが9mを超える建築物は、床、屋根、階段を除き主要構造部を木造としてはならないこととされていたが、アメリカからの要請（後述）等の結果、昭和62年（1987年）に改正され、「構造方法、主

要構造部の防火の措置その他の事項について安全上及び防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物」については、木造とすることが認められた。

平成10（1998）年および平成12（2000）年の改正では、本条および関係規定が「性能規定化」の観点から整理されたとともに、さらなる規制緩和が行われたので整理してみよう。

まず、法第21条の基本理念ともいべき「主要構造部……を木造としてはならない」という表現がなくなり、その代わりに「主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた（建築物）」という概念が登場した。この概念は、法第23条で「木造建築物等」と名づけられたものと同じものである。

その「全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの」と表現されたところに、今回の「性能規定化」の考え方の一端がよく現れている。従来であれば、荷重を支える柱やはりなどに用いられる材料の実態を考えて「全部又は一部に木材を用いたもの」としていたところであろうが、プラスチックなども含めて「可燃材料」としているのは、考えてみればなるほどそのとおりだと言わざるを得ないだろう。

法第21条第1項では、高さが13mまたは積雪荷重（多雪区域のみ）を支え

る部分（令第109条の4）とされている。

ただ、この「主要構造部」は「床、屋根及び階段を除く」とされているので、そのまま読めば「床以外の主要構造部で積載荷重を支える部分」とか「屋根以外の主要構造部で積雪荷重を支える部分」などが対象となることになり、一瞬奇妙な感じがする。要するに「自重と積載荷重（多雪区域では積雪荷重も）を支える壁、柱およびはり」だと理解すればよいのだろう。

イに掲げる基準に適合するか、②構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合すること、と整理されている。

前記①の「(法) 第2条第9号の2イ」では、主要構造部が耐火構造であるか(同号イ(1))、火災に対して耐火構造並みの耐火性能を有する(同号イ(2))ことが要求されている。

前記②の政令は、第129条の2の3(主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の技術的基準等)であり、体育馆など大空間建築物を想定した基準(同条第1項第2号)と、いわゆる「木造3階共同住宅等」を想定した基準(同項第1号)とに分けて定められている。

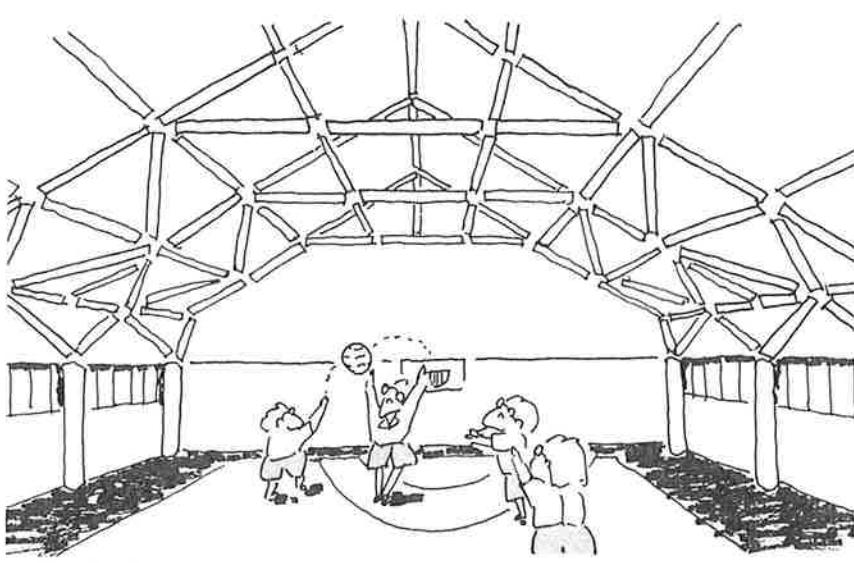
大規模な木造体育馆等

大規模な木造体育馆等を想定して定められた規定(令第129条の2の3第1項第2号)は、昭和62(1987)年の法第21条の改正を受けて、同じ年に政令第129条の2第1項として追加されたものである。この改正は、アメリカなどからの要

請に応じ、それまで鉄骨トラス等によつてつくられていた学校の体育馆などを、大断面集成材を用いた柱や横架材を使ってつくることができるようにして、というものであり、関連して、政令第46条(構造耐力上必要な軸組等)、第115条の2(防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)、第129条(特殊建築物等の内装)なども改正されている。アメリカからの要請が学校の体育馆などがターペットであつたためだろうか、延べ面積が3000m²を超える建築物を木造とすることを禁止する規定(法第21条第2項)は改正されていない。

この規定では、主として次のような条件を満たした場合に、高さ13mまたは軒高9mを超えて木造とすることができることとされている。

- ①2階建て以下であること(令第115条の2第1項第2号)
- ②外壁および軒裏が防火構造であること(同項第4号)
- ③2階の床等が、屋内において発生する通常の火災による火熱に対し、30分間の非損傷性能、遮熱性能を有すること(同



大断面集成材を用いた大規模な木造体育馆

- ④火気使用室とその他の部分が耐火構造の床、壁、火災感知器連動閉鎖式防火戸等の特定防火設備(令第112条第14項第1号適合)で区画されていること(同項第6号)
- ⑤各室および通路が、難燃材料で内装制限されているか、スプリンクラー設備等

と排煙設備が設置されていること（同項第7号）

⑥継手または仕口が通常の火災時の加熱に対し耐力の低下を有効に防止できる構造であること（同項第8号）

⑦所定の構造計算によつて、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること（同項第9号）

なお、政令第129条の2の3第1項第2号では、政令第46条第2項第1号イおよびロに適合することも条件とされているが、この規定は集成材に日本農林規格（JAS）適合品を使用することと柱等を土台に緊結することを求めているだけである。実は、この政令第46条関係では、昭和62年の改正の際には、この他に「柱及び横架材は原則として小径15cm以上、木材の纖維方向と直交する断面の面積が300cm²以上であること」などの仕様書的規定もあつたのだが、今回の「性能規定化」の方針にそつて省かれてしまった。

考えてみれば、所定の構造計算によつて通常の火災により倒壊しないことが確

かめられているのだから、直径や断面積を規定することは屋上屋を重ねるものであつたには違いない。

準耐火建築物とすることができる3階建て共同住宅等

従来、3階建て共同住宅等は、建築基準法第27条第1項で「耐火建築物としなければならない特殊建築物」のひとつとされていたのだが、日米協議（後述）等の結果を受けて平成4（1992）年に一部規制緩和された。

その内容は、3階建ての共同住宅等のうち「防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるもの」は「（法）第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（主要構造部の準耐火性能その他の事項について、準防火地域内外の別に応じて政令で定める技術的基準に適合するものに限る。）とすることができる」とされた。

要するに、「それなりの防火措置をすれば準防火地域にも木造3階共同住宅等を建築してもよい」ということになつたのである。

「防火地域及び準防火地域以外の区域」内に建設できる木造3階共同住宅等の基準は、おおむね以下のとおりである。

①法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物で、主要構造部である壁、柱、床、はりおよび屋根の軒裏の構造が、基本的に1時間の非損傷性能、遮熱性能、遮炎性能を有すること（令第115条の2の

火建築物」（175頁参照）で述べたように、法第27条が「市街地火災の延焼防止」という視点も持つてることを考えれば不思議ではないだろう。

平成10（1998）年の改正ではさら

に規制緩和され、3階建ての共同住宅等のうち「防火地域以外の区域内にあるもの」は「（法）第2条第9号の3イに該

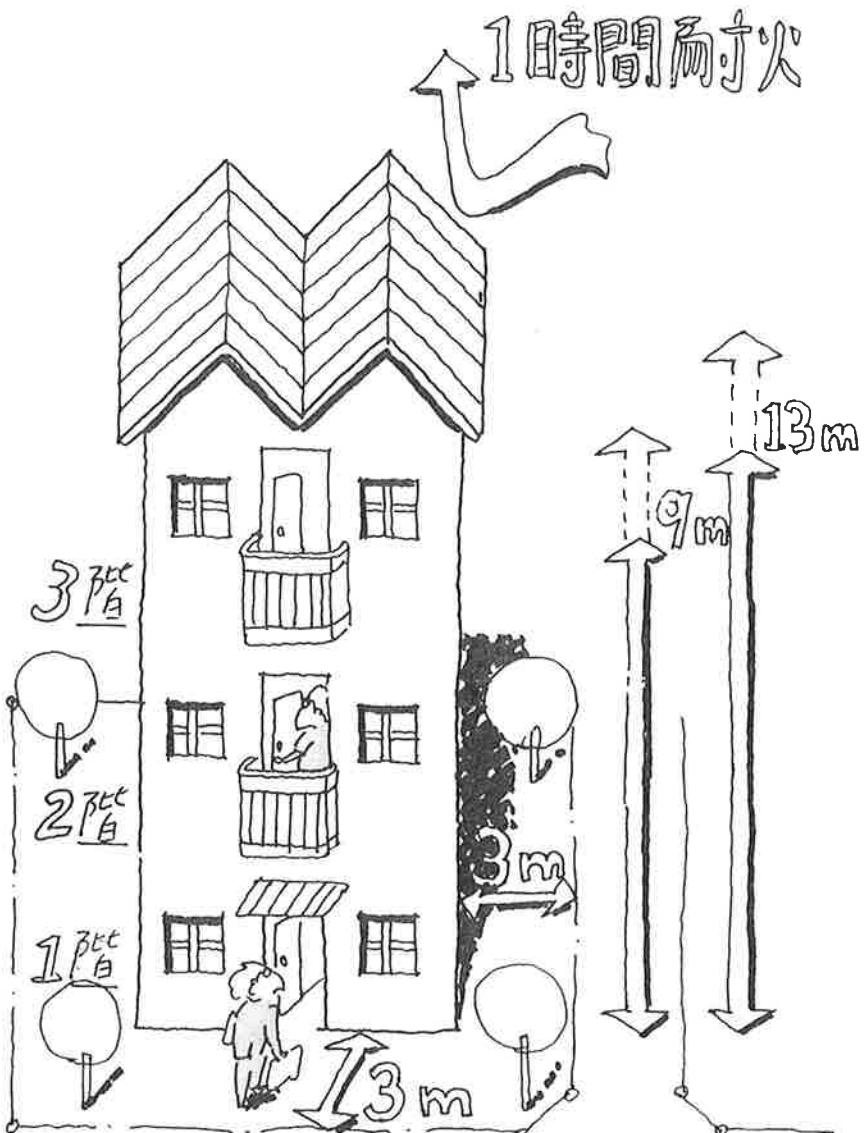
当する準耐火建築物（主要構造部の準耐火性能その他の事項について、準防火地

域内外の別に応じて政令で定める技術的基準に適合するものに限る。）とすることができる」とされた。

要するに、「それなりの防火措置をすれば準防火地域にも木造3階共同住宅等を建築してもよい」ということになつたのである。

「防火地域及び準防火地域以外の区域」内に建設できる木造3階共同住宅等の基準は、おおむね以下のとおりである。

①法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物で、主要構造部である壁、柱、床、はりおよび屋根の軒裏の構造が、基本的に1時間の非損傷性能、遮熱性能、遮炎性能を有すること（令第115条の2の



高さ 13 m または軒高 9 m の制限を超えて木造にするには

② 共同住宅の各住戸などの「各宿泊室等」には、バルコニーまたは外気に開放され宿泊室等と区画された避難路が設置されていること（同項第2号）

③ 3階の各宿泊室等に非常用の進入口が設置されていること（同項第3号）

④ 原則として建築物周囲に幅員 3 m 以上の通路が設置されていること（同項第4号）

平成10年の改正で準防火地域内に建設することが認められた「木造3階共同住宅等」については、前記①～④に加え、さらに、以下のような条件が付加されている。

⑤ 原則として3階の各宿泊室等の外壁の開口部に20分間の遮炎性能を有する防火設備が設置されていること（同項第5号）

この⑤が「木造3階共同住宅等」が市街地火災の延焼媒体になることを防止するためには設けられた規定であることは明

に同様とする必要があるし、逆に耐火性能が同等なら主要構造部が木造かどうかにこだわるのはおかしいということであるに違いない。

2 第1項第1号)

これは、3階建ての耐火建築物に要求されている性能とほぼ同様であり、通常の準耐火建築物に要求される「45分」の性能と比べて高い（詳細は「耐火構造、準耐火構造、防火構造」167頁参照）。

従来、共同住宅等が「特殊建築物」のひとつとして「3階建て以上の場合には

原則として耐火建築物としなければならない」とされてきたのは、共同住宅等が多数の人が就寝する施設であり、夜間に火災が発生した場合に、出火と関係のない第三者の人命が危険にさらされることが大きな理由だろう。

主要構造部を木造とした場合でも、要求される耐火性能は耐火建築物と基本的

らかで、この規定を満たせば市街地火災防止を意図した「準防火地域」内にも木造3階共同住宅等を建設することができることになったのである。

木造3階共同住宅等と高さ制限

平成4年（1992年）に法第27条が改正されて「木造3階共同住宅等」が解禁になることによって、法第21条の木造建築物の高さ制限が問題となることとなつた。

高さ13m、軒高9mというのは、戸建て住宅であれば3階建てでも普通は超えて住宅ではないが、共同住宅の場合には3階建てにすると超えることがあるという、かなり微妙な数値である。

このため、大規模な木造体育館等の建設や木造3階戸建て住宅の準防火地域内建設が解禁になつた昭和62（1987）年の改正の際には、法第27条の規定により建設が認められていなかつた木造3階共同住宅等を想定した規定は当然必要なかつたのだが、平成4年に木造3階共同住宅等が解禁されると、改正の必要が出てきたのである。

木造3階共同住宅等を想定した高さ制限緩和のための基準（令第129条の2の3第1項第1号）は、平成4年の法第27条の改正を受けて平成5（1993）年に

行われた政令改正の際に、政令第107条の2（準耐火構造）、第109条の3（主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準）、

第115条の2の2（耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準等）などと同時に政令第129条の2第1項第1号として改正されたものと基本的に同様である。

この規定によれば、おおむね次の基準を満たした場合に高さ13mまたは軒高9mの制限を超えて木造等とすることがで

きることになる。

①3階建て以下であること（令第129条の2の3第1項第1号イ）
②主要構造部が準耐火構造（ただし、壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏は1時間耐火（令第115条の2の2第1項第1号）適合）（同号ロ）
③原則として建築物の周囲に幅員3m以上

の通路の設置（同号ハ）

注目すべきは、幅員3m以上の外周通路確保義務を課した規定である。この規定は両政令にともにあるのだが、代替規定が一部異なつてゐるのである。

両政令とも、上階への延焼防止措置を外周通路免除の条件のひとつとしているが、これは人命保護でも財産保護でも共通と考えられるので当然だろう。

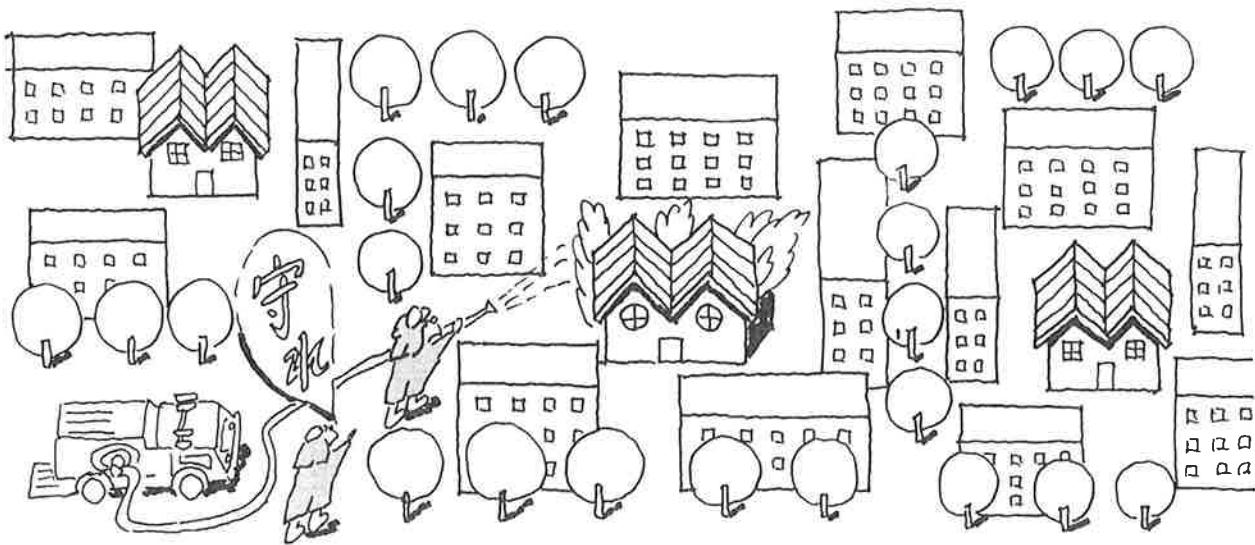
令第115条の2の2と第149条の2の3との関係

木造3階共同住宅等の高さ制限を緩和するための政令第129条の2の3第1項第1号の基準は、木造3階共同住宅等を認めるための政令第115条の2の2第1項の基準と、どのような関係にあるのだろうか。

高さ制限緩和の基準は、基本的には木造3階共同住宅等の基準のうちから避難関係の規定が除かれたものとなつている。これは、木造3階共同住宅等の基準が「各宿泊室等」の「人命保護」を大きな目的としているのに対し、木造建築物の高さ制限の主たる目的が火災からの「財産保護」にあるのだと考えれば納得できる。

注目すべきは、幅員3m以上の外周通路確保義務を課した規定である。この規定は両政令にともにあるのだが、代替規定が一部異なつてゐるのである。

両政令とも、上階への延焼防止措置を外周通路免除の条件のひとつとしているが、これは人命保護でも財産保護でも共通と考えられるので当然だろう。



人命・財産の保護と市街地大火の防止

違っているのは、「人命保護」を念頭に置いた政令第115条の2の2第1項第4号イおよびロでは各宿泊室等にバルコニーと安全な避難路を設置することがもう一方の免除条件となっているのに対し、財産保護を念頭に置いた政令第129条の2の3第1項第1号ハ(1)では 200m^2 以内ごとに防火区画を設置することがもう一つの免除条件になっていることである。

外周通路確保の規定は、消防活動が迅速に行われるようするために設けられていると考えられるのだが、同じように消防隊の活動を期待していても、前者では救助活動を、後者では消火活動を期待していると考えられるのである。

バルコニー、外気に開放された安全な

避難路および 200m^2 以内ごとの防火区画の設置は、日本で共同住宅を設計する場合には常識となっているので、実際にはあまり困ることはないと思うが、それだけに、実態面を離れて細かな理屈にこだわりすぎているような気もする。

題があるため、日本では従来、大型木造建築物や木造3階共同住宅の禁止、準防火地域における木造3階戸建て住宅の禁止などの規定を設け、火災が発生した建築物における人命・財産の保護と市街地大火の防止を図ってきた。

これらの建築物を建築する場合には、木造とせず、耐火建築物または簡易耐火建築物とすることにより、都市の不燃化を実現することを戦後長いあいだ防火政策の基本としてきたのである。

一方アメリカは、安価な木材が豊富に供給されるため、木材の持つ防火上の欠点を補う工法を開発することにより、木材を使用した建築物を積極的に建設してきた。

日本とアメリカとの貿易不均衡是正策の一環として、アメリカ政府は、日本の建築基準法が木材の防火性能を過小評価していること、日本で木造とすることが禁止されている建築物を木造としても、必要な防火性能を確保することは工法次第では可能のこと、これによりアメリカの木材の対日輸出量を増大させたいことを申し入れてきた。

準耐火建築物・大規模木造建築物と日米協議

木造建築物は本来、防火性能の点で問

これに対して日本政府は、日本における市街地大火の経験、特に大規模地震火災の経験など、当時の現行規定の根拠を説明して理解を求めた。この問題にかかる日本政府とアメリカ政府の交渉は、大きなものだけでも二次にわたって行われている。

第一次は、昭和60（1985）年から翌年にかけて行われたM OSSS（Market Oriented Sector Selective：市場指向型個別分野）協議であり、昭和61（1986）年に合意された。この合意を背景として、昭和62（1987）年に準防火地域に防火性能の高い（令第136条の2に適合する）木造3階戸建て住宅の建設を可能にするとともに（法第62条第1項）、大型木造体育館等の建設を可能とする建築基準法の改正（法第21条第1項）にたどり書きを追加）が行われた。

第二次は、平成元（1989）年から翌年にかけて行われた日米貿易委員会の議題として検討されたもので、平成2（1990）年4月に合意された。この合意を背景として、平成4（1992）年に従来「簡易耐火建築物」という概念

で整理されてきた体系を見直し、新たに「準耐火構造」（法第2条第7号の2）という防火性能レベルを創設するとともに、従来の「簡易耐火建築物」を含めて「準耐火建築物」として整理し直し（法第2条第9号の3）、準耐火建築物である木造3階共同住宅等を防火・準防火地域の外で建築することが可能になるように対する建築基準法の改正（法第27条第1項）に踏み切ったのである。

平成10（1998）年に「性能規定化」を旗印として行われた建築基準法の改正の際には、さらに、準防火地域内の木造3階共同住宅等の解禁が行われた。この解禁は、前回の改正の際に見送られたものだが、その後平成8（1996）年に行われた実大火災実験などの知見をふまえて改正されたものである。

このように、防火上の観点から長い間木造建築物を禁止してきた分野について、一定の防耐火性能を持つことを前提として規制緩和が行われたのは、アメリカ政府からの要請等がきっかけになつたことは間違いないが、社会の価値観が多様化し、建築規制の分野でもできるだけ

それに応える必要が生じてきたこと、そのため建築基準法令も従来の仕様書的規定から性能規定へ移行すべきであると考えられていたこと、自然志向が強まり木造のよさが見直されてきたことなど、日本社会のなかで考え方大きな変化が起こっていたことが背景にあることを見逃してはならない。

なお、本稿では令第115条の2の2に適合する1時間耐火の準耐火建築物である共同住宅等を、わかりやすくするために「木造3階共同住宅等」と呼んできたが、実は法令を見る限り「木造」という概念はまつたくない。ただ、用途と階数と性能が示されているだけである。

従来から建築基準法に接していた人は、「木造3階共同住宅等」という概念のほうが実態に合い、頭の整理もしやすいと思うが、これから建築基準法に接する若い人たちは、「木造3階共同住宅等」という呪縛から離れて、すべて性能でものを考えるほうがよいだろう。そのほうを、今回の建築基準法の改正の趣旨に合っている。建築の新しい可能性を拓いていけるのだと思う。